
I 計画の目的と背景

1 保存活用計画策定の目的と必要性

(1) 保存活用計画策定の目的

盛岡城跡は、国指定史跡としてこれまで着実に保存の措置が取られてきたが、今後も盛岡城跡を適切に保存し、次世代へと良好な状態で着実に継承していくため、史跡の有する本質的価値とその構成要素とともに、本質的価値以外の周辺の環境を含む構成要素を明確化し、これにより史跡とその周辺を適切に保存・活用していくことが求められている。

このため、本計画は史跡及び史跡を有する都市公園として調和のとれた保存・活用を進めるための方向性、方法、現状変更の取扱基準などを定めることを目的とする。

(2) 保存活用計画の必要性

盛岡城跡は、近世から現代に至る都市形成の要であり、現在の中心市街地の形成・発展の原点である。また、洗練された縄張りや雄大かつ優美な石垣が残る近世史上重要な歴史遺産であるとともに、市街地の中心部にある緑豊かな公園として、多くの市民に親しまれている。

盛岡市では、平成24年3月に「史跡盛岡城跡保存管理計画」、翌年3月には「史跡盛岡城跡整備基本計画」を策定し、近世城郭としての歴史的価値の保全と、来園者の安全確保を図る観点から、石垣の解体修復工事を進めるとともに、歴史的・文化的景観の維持・向上を図るため、電線の地中化や樹木の伐採・剪定等に取り組みつつ、史跡への理解を深め、利活用を推進させるための保存整備に伴う遺構の確認調査や文献資料をはじめとする史・資料調査を行うなど、計画に位置付けられた事業の推進に取り組んできた。

この間、各種整備事業や調査の進捗が図られた一方、事業により得られた成果や課題に基づいた、確実に計画的な各種事業の推進や、史跡の理解を深め、より一層の利活用を推進させるための施策の実施が求められているほか、史跡周辺のまちづくりにおいて、盛岡城内及び城下町としての歴史性を考慮する必要性が生じている。こうした動向を踏まえ、改めて史跡の本質的価値を再検証し、現状と課題を整理し、史跡の保存管理や活用、整備、運営体制等の方向性と方法を記載するとともに、段階的に事業を推進するための実施計画と、史跡とその周辺における各種計画との調整を図りながら、都市整備に対する方向性を示す保存活用計画として作成するものとする。

(3) 計画対象範囲

当保存活用計画の対象範囲は、昭和12年（1937）4月17日に指定された、史跡盛岡城跡の範囲内とする。ただし、指定範囲の外側には、外堀や土塁、御新丸御殿跡や重臣屋敷など、盛岡城に関連する要素が存在していることから、史跡周辺に存在する城郭の価値をあらゆる諸要素に対しても、保存や活用の方向性に関する検討も行うものとする。

(4) 計画期間

令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間とする。

2 委員会の設置

(1) 委員会の設置

史跡盛岡城跡の調査研究、保存管理、整備、活用等について、その方向性を検討し、歴史的遺産としての価値を検証、高揚し、より一層の活用を図るため「史跡盛岡城跡保存活用計画検討委員会」を令和4年10月25日付けで組織した。

委員会は、原則として『史跡盛岡城跡保存管理計画』策定時の委員構成を継承することとし、日本近世史、考古学、都市計画、法律、建築、文化・芸術等の分野における有識者の方々から選定し、令和4年11月10日付けで委嘱した。

(2) 委員会組織

委員

(五十音順)

役 職	氏 名	現 職 名 等	分 野 等
委員 長	倉 原 宗 孝	岩手県立大学総合政策学部 教授	都市計画
副委員 長	北 野 博 司	東北芸術工科大学 歴史遺産学科 教授	考 古 学
委 員	兼 平 賢 治	東海大学 文学部 歴史学科 准教授	日本近世史
〃	熊 谷 友 子	元岩手県建築士会女性委員会 委員長	建 築
〃	斎 藤 千加子	岩手県立大学総合政策学部 教授	法 律
〃	坂 本 広 行	櫻山神社 宮司	櫻山神社
〃	田 中 哲 雄	元東北芸術工科大学教授	史跡整備
〃	西 村 幸 夫	國學院大學 観光まちづくり学部 教授	都市計画
〃	山 本 玲 子	啄木ソムリエ	文化・芸術

指導・助言

氏 名	現 職 名
浅 野 啓 介	文化庁文化財第二課 文化財調査官（史跡部門）
高 橋 祐	岩手県教育委員会生涯学習文化課 文化財専門員

助言（庁内関係課）

部 名 等	課 名 等	部 名 等	課 名 等
市長公室	企画調整課 盛岡城復元調査推進室	都市整備部	都市計画課 景観政策課 公園みどり課 市街地整備課 まちなか未来創生室
総務部	管財課		
交流推進部	観光課		

事務局

部 名 等	課 名 等
教育委員会事務局	歴史文化課（主管課）

(3) 審議経過

ア 史跡盛岡城跡保存活用計画検討委員会

	日 程	内 容 等
第1回	令和5年1月17日	委嘱状交付、委員長及び副委員選出 【議題】 ・計画（案）について。 ・策定スケジュールについて。
第2回	令和5年3月24日	【議題】 ・計画（案）について。 ・策定スケジュールについて。

3 盛岡城跡保存整備事業の沿革

盛岡城跡では史跡の本質的価値を構成する主要な要素である石垣は、築かれてから長年の年月を経て孕みや緩みによる傷みが著しいことから、文化財としての石垣の保全とともに公園利用者の安全と快適性を確保する必要性から昭和 59 年度以降、現在に至るまで石垣修復事業を継続してきた。

この間には、『史跡盛岡城跡保存管理計画』、『史跡盛岡城跡整備基本計画』、『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画』のマスタープランを順次策定して、現在は『史跡盛岡城跡保存活用計画』の策定に取り組んでいる。

また、『史跡盛岡城跡整備基本計画』に基づいて、石垣の修復に併行して史跡の理解を促進するために三ノ丸北西部の本新蔵地区、三ノ丸南東部・北西部の石垣、鶴ヶ池・台所地区において、遺構表示を主とする整備計画の基本設計の策定を進めてきた。

さらに、盛岡市や盛岡城跡のシンボル性を高めながら、さらなる史跡の理解を深めるため、かつて本丸に存在した建物について、復元の根拠となる史・資料の収集と調査に取り組んでいる。

以上のように史跡盛岡城跡では昭和 59 年以降、石垣修復にみるように史跡の保全や都市公園の安全確保の観点から事業を進めてきたが、『史跡盛岡城跡整備基本計画』策定以降は、史跡の活用に重点を置いて計画を策定してきた。しかしながら現状では各種イベントの開催に見るように公園としての多くの利活用が行われているものの、文化財としての活用が不足していることから、様々な取組を進めている。

なお、盛岡城跡の歴史経過、整備事業等の経過、計画等の策定経過について、それぞれ表 1～3 にまとめた。

(1) 遺構の保全と公園の安全確保を目的とした石垣修復の契機

昭和 57 年 9 月の文化庁と盛岡市との協議において、①淡路丸南東部・南部、②本丸東部、③二ノ丸南東部、④三ノ丸北西部の石垣の変位が大きい順で修復を行うことになり、昭和 59 年度から国庫補助事業を受けて実施する方針とした。

修復範囲は石垣総面積約 1 万平方メートルのうち、約 5 千平方メートルを対象とした。

なお、実施に当たり石垣修復技術の一全国的な一般化に向けて、「石垣修復マニュアル」の作成と「石垣崩壊メカニズム」の把握が必要とされた。調査は、文化庁及び奈良国立文化財研究所の指導により行い、全国の石垣修復のモデルケースとなった。盛岡城跡の石垣変位の進行状況は次の段階を踏まえて修復場所を選定している。

- ア 第 1 段階：孕みが若干みられ、寺勾配は崩れかかっている状態
- イ 第 2 段階：孕みが進行し、石垣が直立に近い状態
- ウ 第 3 段階：孕みが著しく、石垣面が直立または迫り出す状態
- エ 第 4 段階：石垣面が内側に陥没している状態
- オ 第 5 段階：原位置をとどめず、崩壊している状態

(2) 石垣修復事業の実績

ア 第1期保存整備事業

(ア) 修復場所及び修復年度

淡路丸南東部東面（昭和 59・60 年度）、淡路丸南部南面（昭和 61～63 年度）、淡路丸南西部（平成元～2 年度）

(イ) 事業内容

石垣修復 2,719.10 m²、測量調査 6,768.50 m²、発掘調査 4,356.0 m²、その他（樹木伐採・移植、園路舗装等）

(ウ) 施工体制

指導：文化庁、奈良国立文化財研究所、岩手県教育委員会

事業主体：盛岡市

設計・監理：盛岡市都市整備部

発掘調査：盛岡市教育委員会

各種調査：施工業者

イ 第2期保存整備事業

(ア) 修復場所及び修復年度

二ノ丸南東部（平成 4 年度）、本丸北東部（平成 5～7 年度）、本丸北西部（平成 8～10 年度）、本丸南西部（平成 10～16 年度）、吹上門坂（平成 13 年度）

(イ) 事業内容

石垣修復 1,028.1 m²（I 期との計 3,742.2 m²）、測量調査 5,334.0 m²（I 期との計 12,102.5 m²）、発掘調査 2,101.0 m²（I 期との計 6,457.0 m²）、その他（樹木伐採・移植、園路舗装等）

ウ 第I期整備計画

(ア) 修復場所及び修復予定年度

三ノ丸南東部東面・南面（平成28年度）、三ノ丸北西部北面（令和 3～6 年度）

(イ) 修復方針

変位調査、地質調査、測量調査、発掘調査成果を踏まえた基本設計と実施設計とし、修復範囲は当初は北西部西面も含んでいたが、北面だけの修復とした。

I 計画の目的と背景

表 1 盛岡城・盛岡城跡の歴史経過

年 号	主な事項
天正 10 年	南部信直、三戸城主となる
天正 18 年	信直、秀吉から南部七郡を本領安堵される
天正 19 年	九戸合戦。浅野長政、信直に不来方への居城移転を勧める
慶長 2 年(1597)	盛岡城の鋤初め（慶長 3 年築城開始の説もあり）
慶長 3 年(1598)	南部信直、醍醐の花見において築城許可を得たとされる
慶長 14 年(1609)	中津川に上ノ橋を架ける（同 16 年中ノ橋、同 17 年下ノ橋）
元和 3 年(1617)	盛岡城大修築開始。築城は、前田利家家臣の内堀伊豆頼式が奉行頭として指揮
元和 5 年(1619)	盛岡城修復成り、利直福岡城から移る
寛永 10 年(1633)	南部重直、盛岡城完成。南部重直入城
寛永 13 年(1636)	本丸に落雷あり。三重櫓ほか消失
寛文 7 年(1667)	石垣石材、志和郡長岡から舟で運搬
延宝元年(1673)	北上川の切回しの許可を受ける
貞享 3 年(1686)	二ノ丸西垣の石垣完成
宝永元年(1704)	大地震により本丸の壁及び石垣が崩れ破損する
宝永 2 年(1705)	三ノ丸北西部北面の石垣修復
天保 13 年(1842)	本丸三階櫓を天守とよび改める
安政 2 年(1855)	本丸冠木門番所脇の石垣修復、大手門わきの石垣修復（江戸時代での石垣修復最終記事）
明治元年(1868)12 月	戊辰戦争で盛岡藩降伏。兵部省の所管となり、松本藩・松代藩の取締となる（10 月に政府軍入城）
明治 2 年(1869) 7 月	盛岡に復帰、再び 13 万石の居城となり、中ノ丸に藩庁が置かれる
明治 3 年(1870)	廃藩置県により盛岡県となる。中ノ丸に県庁を置かれ、10 月には遠曲輪・外曲輪の外堀・土塁が払い下げられ埋め立てられる
明治 4 年(1871) 1 月	全国的に廃藩置県が命じられる
明治 5 年(1872) 1 月	岩手県となり、6 月には陸軍省（兵部省明治 5 年(1872) 2 月に廃止）、東北（仙台）鎮台の所管となる
明治 7 年(1874) 3 月	本丸建物 1,276 坪（三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稻荷堂・休憩所等）、二ノ丸建物 620 坪（櫓・門・鶴住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等）、三ノ丸建物 94 坪（鳩門・綱門・土蔵・番所等）、その他（榊山稻荷社・鳩森八幡社のほか、城内の松 864 本、樺 45 本、栗 6 本、雑木 58 本）が一般入札で払い下げられた後は陸軍省が管轄するが荒廃する
明治 22 年(1889) 5 月	払い下げ依頼状（明治 7 年以降は荒廃地）
明治 23 年(1890) 3 月	南部氏が国（陸軍省）から有償で縁故払い下げを受ける 陸軍省所管旧盛岡城趾、面積 式万六千八百四拾壹坪 但木石現在ノ通、土蔵式棟（敷地 26,841 坪、建物蔵 2 棟 82 坪、石垣 4,200 坪、立木 1,304 本） ※土蔵二棟＝本蔵、彦蔵（移築し現存）

表2 盛岡城・盛岡城跡における整備事業等の経過

年 度	主な事項
明治24年	枅(杉)833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、榎(樺)46本、合計1,304本(86本は朽木)を売却
明治36年12月	北条元利知事が盛岡(内丸)公園は規模が狭小で、さらに人家に介在するために公共の娯楽の目的を達成できないので、これを売却して盛岡城跡を借用して公園整備する案を提出
明治39年3月	南部利淳と押川則吉知事との間で「土地使用貸借契約書」締結(46,077㎡)。契約書中、第3条「盛岡城跡の保存と改変箇所の通知」
明治39年4月	凶作による窮民救済事業(労役扶助)で、運動場や花壇を兼ね備えた公園として整備に着手
明治39年7月	「土地使用貸借契約変更書」を締結し、亀ヶ池・鶴ヶ池と現在の県道下ノ橋・更ノ沢線の西側追加(20,757㎡)
明治39年9月	岩手県告示第382号「盛岡城跡ニ造営シタル縣公園ハ巖手公園ト称シ本月十五日開園ス」
明治41年9月	南部利祥伯爵銅像除幕式
昭和9年12月	県から移管を受けた盛岡市が南部氏から敷地を買収して管理を行う
昭和12年4月	国の史跡指定(文部省告示第212号)を受ける
昭和41年度	地質調査(地中探査)、樹木調査
昭和60年度	地質調査(鉛直・水平ボーリング)
平成25・27年度	
昭和59年度	淡路丸南東部から南部の発掘調査を実施～平成28年度第36次
昭和60年度	本丸、三ノ丸、淡路丸地質調査
昭和60～平成10年度	地盤沈下観測
昭和61～平成10年度	三ノ丸北西部石垣移動量調査(石垣定点観測、石垣自動計測)
平成4～11年度	三ノ丸北西部孔内傾斜計観測、地中温度測定、沈下盤測定
平成11年度～継続中	石垣変位調査(8箇所49点)、石垣修復範囲は中止
平成23～平成30年度	石垣基礎調査支援業務(本丸・二ノ丸・三ノ丸石垣の三次元測量・データ処理・図化)
平成25年度	第1期整備事業開始、三ノ丸北西部地質調査
平成26年度	三ノ丸南東部、北西部発掘調査
平成27年度	三ノ丸石垣修復基本設計、三ノ丸北西部地質調査
平成28年度	三ノ丸南東部石垣修復実施設計、三ノ丸南東部石垣修復工事
平成29年度	三ノ丸北西部実施設計
令和3～6年度	三ノ丸北西部石垣修復工事
平成30～令和4年度	三ノ丸北西部石垣修復工事

I 計画の目的と背景

表3 盛岡城跡保存整備事業における計画等策定経過

年・月	内容	計画の概要
平成24年3月	史跡盛岡城跡保存管理計画（補助）	盛岡城跡の価値及び構成要素について明確にし、歴史的環境を保存・管理していくための適切な判断基準を目的に策定、将来的な保存整備事業に向けた基本方針と指針を定めた
平成25年3月	史跡盛岡城跡整備基本計画（市費）	「お城を中心とした街づくり計画」「保存管理計画」の策定を受け、盛岡城跡の具体的な整備方針について、第Ⅰ期、第Ⅱ期、長期計画ごとに内容・期間を定めた
平成26年3月	史跡盛岡城跡新御蔵地区整備基本設計（市費）	三ノ丸北西部（本）新蔵地区の平面整備に伴う基本設計として、環境整備（石垣修復、石垣眺望、景観構成）、施設整備（ガイダンス、トイレ改修、サイン整備、電線等整理、園路）
平成28年3月	史跡盛岡城跡三ノ丸石垣修復基本設計（補助）	三ノ丸地区の石垣について、基本的な修復の方針と修復範囲を整理し、過去や新規のボーリング調査によるデータを分析して整理した
平成29年3月	史跡盛岡城跡三ノ丸南東部石垣修復実施設計（補助）	三ノ丸南東部の石垣について、修復の実実施設計図書を作成した
平成29年3月	史跡盛岡城跡植栽管理基本計画（補助）	盛岡城跡の本質的価値を構成する要素である石垣を史跡内外からの眺望・景観・修景を確保するために石垣の顕在化を図りながら、石垣・地下遺構を保護することを目的とした
平成29年3月	史跡盛岡城跡鶴ヶ池・台所整備基本設計（補助）	二ノ丸・三ノ丸・淡路丸に囲まれた台所屋敷などの台所地区と鶴ヶ池について、整備基本計画を踏まえた基本設計を作成した
平成30年3月	史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復実施設計（補助）	三ノ丸北西部の石垣について、修復の実実施設計図書を作成した
令和4年8月	史跡盛岡城跡歴史的建造物等復元検討調査報告（市費）	復元を計画している本丸天守と二階櫓について、発掘成果・確認している史資料の内容を整理・分析して建造物復元の可能性について検討。また、全国の類例も検討した
令和5年2月	史跡盛岡城跡本丸二階櫓等復元基本図作成等（市費）	復元検討調査において、古写真及び絵図面等の調査・分析結果に基づいて検討された本丸二階櫓等について、平面図、立面図及び断面図を作成した